



2019年6月14日

各 位

会社名 不二精機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 伊井 剛  
(JASDAQ コード番号 6400)  
問合せ先 専務取締役 山本幸司  
(TEL. 06 - 7166 - 6822)

## 従業員に対する譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社に勤務する全ての従業員を対象に、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の全ての従業員（以下、「付与対象者」といいます。）が当社株式を所有することで経営参画意識を高め、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的としています。また、付与対象者に付与される株式に譲渡制限期間を設定する事で、中長期的かつ継続的な勤務を促します。なお、本制度においては引き受けを希望する付与対象者に対してのみ株式を発行又は処分する予定です。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 付与対象者に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき付与対象者に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当社の普通株式（以下、「本株式」といいます。）とし、その数は、取締役会で決定します。

##### (2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により付与対象者に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所ジャスダック市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

##### (3) 金銭債権の支給及び現物出資

付与対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

##### (4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と付与対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 付与対象者は譲渡制限期間中、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること。

なお、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

### 3. 本制度の導入時期

本制度の導入に係る具体的な支給金額、発行又は処分株式数、その他の本制度の具体的な内容については、2019年9月開催の当社取締役会において決定することを予定しております。

以上